臨時休業期間中の児童の居場所の提供について

令和2年5月7日 仲町小学校 校長 米田 典子

この度、練馬区教育委員会より、保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、 自宅等で過ごすことが極めて困難な児童について、各学校で受け入れ、居場所を提供するよう通達がき ましたのでお知らせします。

1 対象者について

- ・ 保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、在宅が極めて困難な児童 ※ 第1学年については、原則保護者の送迎が必要となります。
- 2 期間および時間について
 - 5月12日(火)~5月29日(金)午前9時から12時まで ※ 土日祝日を除きます。 申し込みされた児童は、原則全日程、全時間参加となります。
- 3 場 所・内容について
 - ・ 図書室にて持参した学習課題の自習、または読書に限定します。※ 教員は見守りのみで密接を避けるため指導はいたしません。校庭・体育館は使用しません。
- 4 申し込みについて
 - ・ 練馬区ホームページに掲載されている<u>「利用申込書」</u>を印刷し、必要事項を記入した上で、5月 11日(月)までに学校に提出してください。学校にも利用申込書がありますので、お問い合わ せください。
 - ・ 申込書提出の際には、児童の様子、ご家庭の事情などを確認することがあります。
- 6 持ち物
 - ・ 健康・生活・振り返り記録表 うわばき 各自学習課題 校帽・マスク着用、ランドセルで登校
- 5 その他
 - ・ 集団感染が発生しかねない人数の申請があった場合や教員の勤務体制を超える申請があった場合 (子育て中の教員もおり、学校も教員勤務の縮減を行っております。)などには、低学年児童の みの実施とするなど、規模縮小を行うことがあります。
 - ・ 利用中にお子さまが体調を崩した場合は、引き取りを依頼します。予めご了承ください。
 - 欠席される場合はご連絡ください。

緊急事態宣言の中で対応であり、対象を極めて限定いたします。緊急事態宣言の趣旨を総合的に踏まえ、ご理解をお願いいたします。